

## 次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」骨子案について

## I 今回ご意見を伺う内容

今回、皆様にご意見を伺いたいと考えている内容は、以下のとおりです。

- (1) 目次や掲載項目の追加、掲載場所の変更など、全体の体裁に関する事
- (2) 施策の体系（基本理念・基本目標・大分野・小分野）に関する事 等

## II 次回以降にご意見を伺う内容

以下の項目に関しては、次回以降に事務局からの資料を提示した上で、改めてご意見をお伺させていただき予定です。

- (1) 具体的な施策に関する事
- (2) 数値目標の設定等に関する事
- (3) 具体的なページのレイアウトに関する事

## III その他関係機関における検討状況

- (1) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会

参加団体（53団体）について、本骨子案を送付し、意見を頂戴しています。

- (2) 静岡市障害者自立支援協議会

8月24日（月）に開催する第2回会議において、障がい福祉計画・障がい児福祉計画における成果指標等の素案について、検討いただく予定です。

→上記2つの期間における意見の集約結果は、次回施策推進協議会（11月開催予定）より前に、文書にて共有させていただき予定です。（9月頃を予定）

## IV 資料の読み方

変更！ ○○○～～～～

・・・現時点で、事務局が検討している、次期計画における変更案・改善案を掲載しています。

▶▶計画○ページ▶▶ ・・・現計画の該当ページを記載しています。  
資料と併せてご覧いただくことで、現計画での考え方などをご確認いただけます。



## Ⅵ 計画に定める各項目の内容について

### 1 計画策定に係る基本的事項

#### 1-1 計画策定の趣旨について >>計画1ページ>>

○現計画に引き続き、以下のとおりとする予定です。

- (1) 現計画（平成30～令和2年度）の期間満了に伴い、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度改革に対応するため必要な改正を行うこと。
- (2) 静岡市第3次計画における重点プロジェクトにある「共生都市」の実現を目指すこと。
- (3) 幅広い分野に対して横断的な視点により本市障がい者施策の基本的な方向性を定めること。

#### 1-2 国の動向について >>計画2ページ>>

○現計画に掲載されている内容に加え、平成30年度以降には、以下のような動きがありました。

**変更！** 以下の事例のうち、掲載スペースの範囲内で、特に本市施策に関連するものや、懇話会参加者から特に掲載希望のあったものなどを中心に掲載予定です。

平成30年4月 改正「社会福祉法」施行

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ・市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 等

平成30年5月 改正「バリアフリー法」成立

- ・理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化
- ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等

平成30年6月 「障害者における文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

- ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

平成30年12月 「ユニバーサル社会実現推進法」成立

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする

令和元年6月 改正「障害者雇用促進法」成立

（令和元年6月／令和元年9月／令和2年4月施行）

- ・障がい者の活躍の場の拡大に関する措置
- ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 等

令和元年6月 「読書バリアフリー法」成立

- ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする

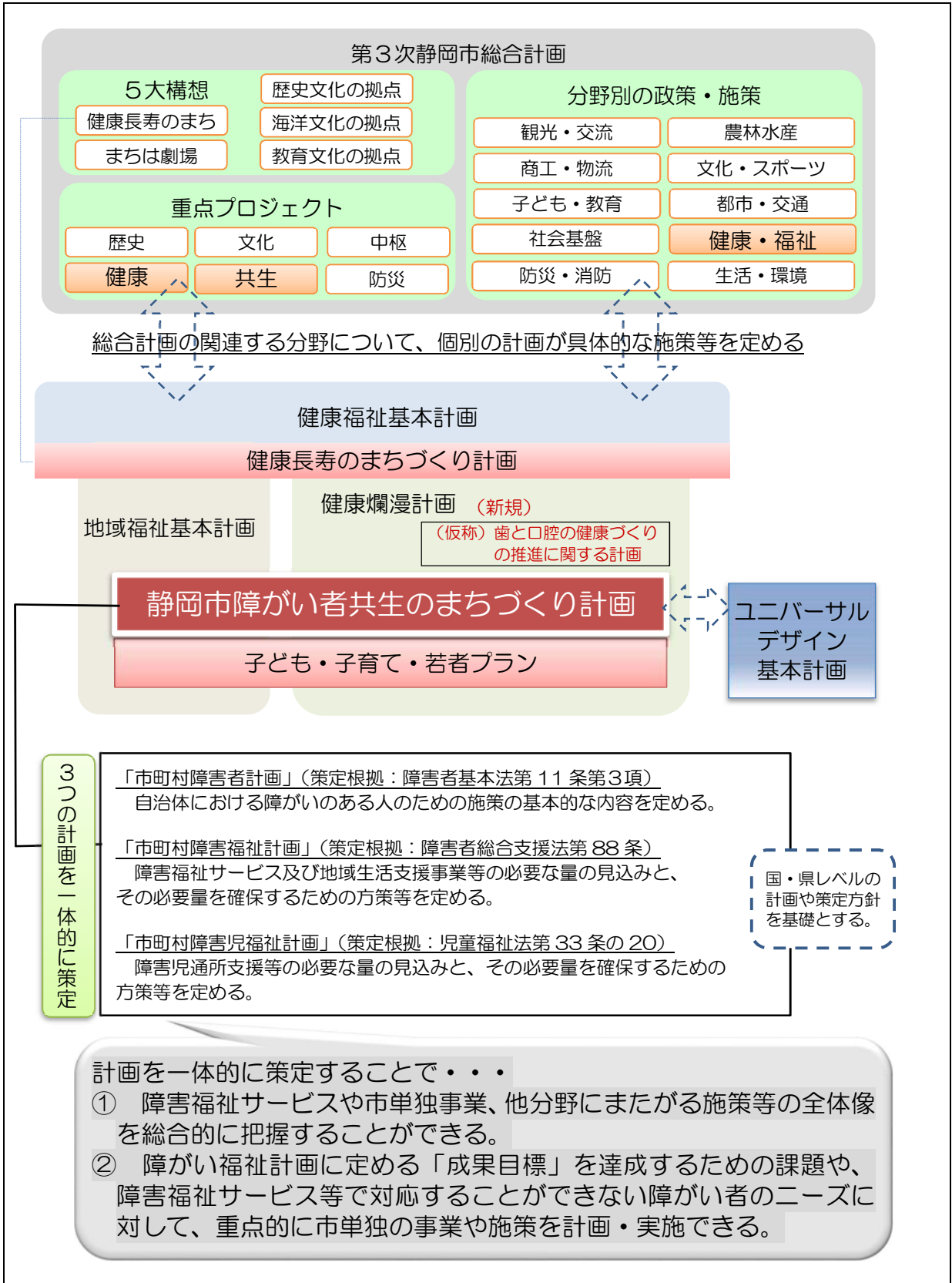
令和2年6月 改正「社会福祉法」成立

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ・社会福祉連携推進法人制度の創設 等

令和2年5月 改正「バリアフリー法」成立（令和3年4月施行）

- ・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化
- ・国民に向けた広報啓発の取組推進 等

変更！ レイアウトをよりわかりやすく統一的なものとするべく調整中です。

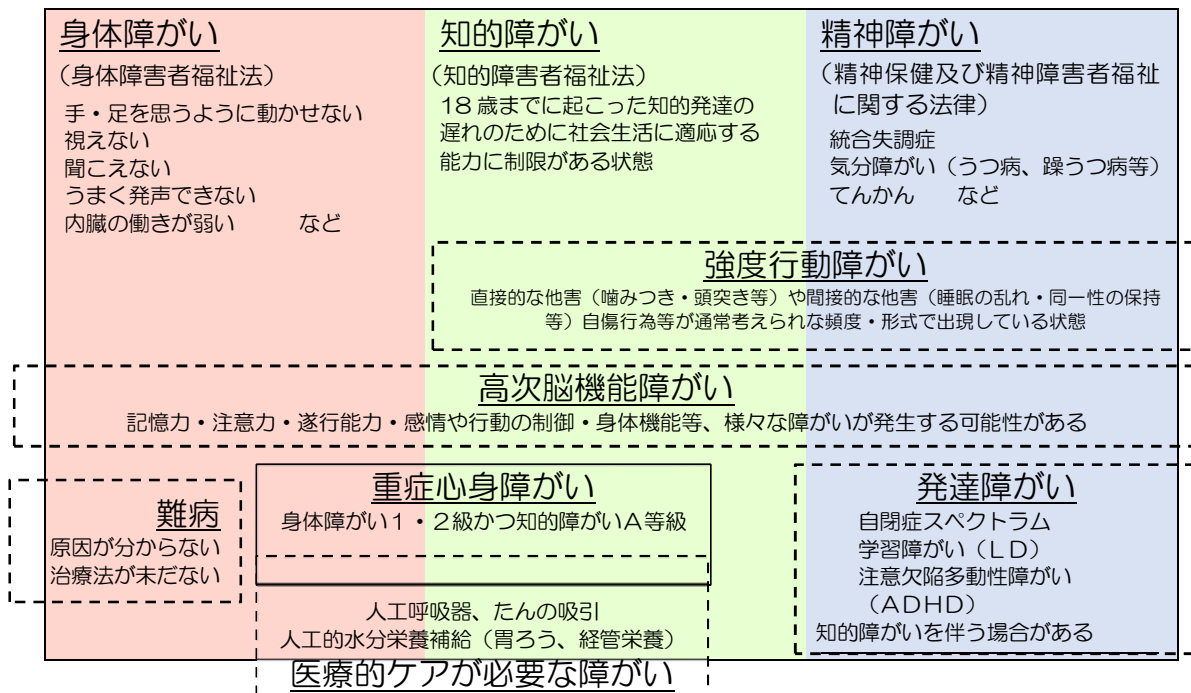


1-4 計画の対象 >>計画4ページ>>

現計画と同様に、障がいの有無に関わらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とすることを考えています。

**変更！** 一部、障がいの特徴について限定的であった表現を修正しました。  
 難病や医療的ケアなど、「障がい」に分類されない部分があることを表現しました。  
 「強度行動障がい」を図に追加しました。

さまざまな「障がい」



1-5 計画の期間 >>計画4ページ>>

○計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とすることを検討しています。

(平成30年度より、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を1本化)

	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5
静岡市 障がい者計画	→			→			→					
静岡市 障がい福祉計画	→			→			→					
静岡市 障がい児福祉計画							→					
第3次静岡市 総合計画	→			→								
内閣府 障害者基本計画	→	→					→					
静岡県 障害者計画	→	→					→					
静岡県 障害福祉計画	→			→			→			→		

## 2 静岡市の障害者施策等の状況について

### 2-1 前計画の効果測定 >>>計画5ページ>>>

現計画では、国の指針に基づき、平成30年度から32年度までにおける目標を下表のとおり定めました。達成状況は以下のとおりです。現計画と同様に、次期計画には、以下の表に加え、達成状況に関する分析を掲載する予定です。

項目	目標値		R1実績	
	国指針	本市設定	数値	達成状況
<b>【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>				
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	59人	42人	18人	達成困難
(2)入所施設を利用する人の減少数	12人減	20人減	21人	達成
<b>【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築</b>				
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ㊦	設置	設置済み	設置済み	達成
(2)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%	85%	達成見込
(3)入院後6か月以内に退院できる人の割合 ㊦	84%	84%	91%	達成見込
(4)入院後1年以内に退院できる人の割合	90%	90%	95%	達成見込
(5)精神科病床における1年以上長期入院者数 ㊦	—	374人	415人	達成困難
<b>【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備</b>				
拠点の整備箇所数	1ヶ所	整備済み	整備済み	達成
<b>【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等</b>				
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	179人	108人	118人	達成
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	207人	227人	199人	達成見込
(3)就労移行率が3割以上の就労支援事業所の割合	50%	50%	69.2%	達成見込
(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から1年後の職場定着率 ㊦	80%	80%	87.8%	達成見込
<b>【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等 ㊦</b>				
(1)児童発達支援センターの箇所数 ㊦	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	達成
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数 ㊦	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	達成
(3)-1 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数 ㊦	1ヶ所	8ヶ所	6ヶ所	達成困難
(3)-2 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数 ㊦	1ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	達成
(4)医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置(平成30年度末まで) ㊦	設置	設置	設置	達成

## 2-2 障害者手帳交付者数等の状況等 >>計画7~11ページ>>

現計画に引き続き、以下の項目について掲載する予定です。

- (1) 手帳交付者数の推移
- (2) 身体障害者手帳交付者数の推移【種別、等級別、年齢別】
- (3) 療育手帳交付者数の推移【等級別、年齢別】
- (4) 重症心身障害者数の推移
- (5) 精神保健福祉手帳交付者数の推移【等級別、年齢別】
- (6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況
- (7) 特定医療（指定難病）受給者の状況
- (8) 障害福祉サービスの利用状況【支給決定者数、サービス別】

## 2-3 市民アンケート調査の結果【概要】 >>計画12~13ページ>>

**変更！** ・「地域における「共生」が進んでいると感じますか？」に、「一般市民における障がいのある人との交流状況別」の結果を追加することを検討しています。  
・アンケート結果の詳細が掲載されている静岡市 HP の URL または QR コードを追記予定です。  
※アンケート結果ページ案の詳細は、[補足資料①](#)をご覧ください。

現計画に掲載している項目

- (1) 共生・理解促進に関して（障がいのある人・一般市民比較）
  - ①地域における「共生」が進んでいると感じますか？
  - ②障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？
- (2) 障害福祉サービス等の利用について  
サービスを希望どおり利用できていますか？
- (3) 障がい者に必要な支援について  
障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？
- (4) 障がいのある児童について  
お子様の療育・教育で困っていることはありますか？

## 2-4 本計画を効果測定する成果目標の設定 >>計画14~16ページ>>

現計画と同様に、国の指針に基づき定める予定です。記載項目は、[補足資料②](#)をご覧ください。

**変更！** 掲載位置を「基本理念」「基本目標」の項目の後に移動することを検討しています。

### 3 計画の目指す方向性

#### 3-1 基本理念 >>計画17ページ>>

障害者基本法第1条（目的）及び第3次総合計画重点プロジェクト「共生」の理念に即して定め  
ますが、法と本市計画は現行計画策定時点から変更がないため、次期計画の基本理念については、  
現行計画から継承します。

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことのでき  
る「共生都市」の実現

#### 3-2 基本目標 >>計画18ページ>>

現計画では、「障害者基本計画における各分野（施策）に共通する支援」、「障害福祉サービス等及び  
障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえ、以下の3つを基本目  
標としています。（基本目標の考え方の詳細は、[補足資料③](#)をご覧ください。）

##### 《現在の基本目標》

- （1）障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
- （2）社会生活におけるアクセシビリティを向上させること
- （3）多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

変 更 ！ 次期計画では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保  
するための基本的な指針」の改正点を踏まえ、以下のとおり改正することを検討  
しています。

##### 《変更案》

- （1）障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
- （2）社会生活におけるアクセシビリティを向上させ、社会参加を支援すること
- （3）多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること



## 《基本目標の詳細部分の変更案》

### (1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

### (2) 社会生活におけるアクセシビリティを向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

### (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取り組みをすすめていきます。

~~※「地域共生社会」を実現するよう、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが市町村の役割として位置づけられたことから、計画する施策を実行するとともに、福祉の分野を超えた包括的な支援体制作りや、サービス提供のあり方等についても検討を進める必要があります。（※基本目標内に位置付けることにより削除）~~

「アクセシビリティ」＝「利用のしやすさ」

例えば・・・

- 道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 視えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など

3-3 施策の体系 >>計画19~20ページ>>

現計画と同様に、

基本理念>基本目標>大分野>小分野（柱）>具体的な施策 となる予定です。

分野別施策

4 分野別施策について >>計画 19~60ページ>>

4-1 大分野と小分野

変更！ 次期計画における「大分野」「小分野」については、以下の案を検討しています。

- ・「2 生活支援」について、より「地域での生活」を支援していくという意味を込めて、「地域生活支援」とすることを検討しています。
- ・昨今の災害が頻発している状況や、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、現計画では、「4 生活環境」に含まれていた防災に関する事項を大分野に位置づけることを検討しています。さらに、現計画において「個別課題」としていた「障がい者の「親亡き後」の支援」について、言葉が与える不安感を取り除くため、「(3)将来の生活を考えるための支援」として、同大分野に追加しました。

大分野	小分野（柱）
1 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～	(1)障がいへの理解を深める活動の促進 (2)ボランティア・NPO 等による活動の促進 (3)障がいを理由とする差別の解消 (4)意思疎通・意思決定の支援 (5)虐待の防止
2 地域生活支援 ～支え合う～	(1)相談支援体制の充実 (2)地域移行を推進するための支援 (3)日常生活を支援するためのサービスの充実 (4)経済的な支援の充実 (5)人材の確保と資質の向上
3 医療・保健 ～健康を保つ～	(1)障がいに配慮した地域医療の提供 (2)リハビリテーション支援の推進 (3)医療費助成の実施
4 生活環境 ～暮らす・備える～	(1)地域における住居の確保 (2)外出支援の充実 (3)まちのユニバーサルデザインの充実 <del>(4)防災意識の向上と備えの推進</del> <del>(5)災害時等における支援体制の充実</del>

5 安心・安全 ～備える・つなぐ～	(1)防災意識の向上と備えの推進 (2)災害時等における支援体制の充実 (3)将来の生活を考えるための支援
6 子ども ～育てる・学ぶ～	(1)障がいの早期発見・早期支援 (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3)学校教育における障がい児の支援
7 雇用・就労 ～働く～	(1)就労につなげ、支える支援の充実 (2)障がいの状況に応じた就労の場の確保 (3)福祉的就労における工賃向上の支援
8 文化活動・市民生活 ～楽しむ・参加する～	(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2)生涯を通じた多様な学習機会の提供 (3)行政におけるアクセシビリティの向上

変更！ 具体的な施策のうち、特に課題解決の基礎となる「法定サービス」について、記載内容を充実させることを検討しています。具体的には、補足資料④のような様式を想定しています。

#### 4-2 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について >>計画61～62ページ>>

国の指針に基づき、障害福祉サービス等事業所の事業所数・定員数「のR2.3月時点の状況」及び「次期計画期間中のサービス利用の増加に伴いR5年度までに新たに必要になる量を設定します。

変更！ 必要量の確保を推進するための施策として、補助金等の活用により、特に整備を推進していく必要のあるサービスをわかりやすく記載することを検討しています。

## 5 計画の推進

### 5-1 PDCAサイクルによる計画の推進 >>計画63ページ>>

現計画に引き続き、1年単位でPDCAサイクルを回していくことを検討しています。

### 5-2 今後検討が必要な個別課題 >>計画64ページ>>

現計画では、以下の課題について、本計画期間を通じて継続的に取り組み、対応策の具体的な事業化を目指すなど、解決を図っていくこととされています。

《現計画に掲載されている課題》

- (1) 計画相談支援・障害児相談支援の充実
- (2) 短期入所事業所の充実
- (3) 移動支援事業の利便性の向上
- (4) 新規サービスの提供体制の円滑な整備
- (5) 障がい者の「親亡き後」の支援

**変更！** これらの課題のうち、(1)～(4)については、次期計画で該当サービスに関するページを1頁ずつ確保し、課題の内容とその解決策を詳細に掲載するスペースを設けることにより、計画全体の施策体系の中で解決していくことが可能であると考えています。

また、(5)については、新設する大分野「5 安心・安全 ～備える・つなぐ～(仮)」中の小分野「(3)将来の生活を考えるための支援(仮)」として位置付けることで、具体的な施策を検討していきます。

このため、次期計画においては、当該項目の掲載箇所を変更することにより削除を検討しています。

### 5-3 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 世界共通の目標「SDGs」への対応 >>計画65ページ>>

**変更！** 静岡市は、SDGs未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していくことから、次期計画では、「基本理念」のページに本市におけるSDGs推進に対する姿勢を掲載するとともに、特に関連のある「具体的な施策」については、掲載箇所において、該当する「ゴール」及び「ターゲット」を記載することを検討しています。

(2) 生涯活躍のまち静岡(CCRC)との連携 >>計画65ページ>>  
現計画に引き続き、掲載予定です。

5-4 障がい者福祉施策に係る会議体 >>計画67ページ>>  
現計画と同様に、計画末尾に掲載する予定です。

## VII その他計画全体に関すること

**変更！**

- 文字にルビの追記を検討しています。
- 視覚障がい者のためのスマートフォン対応可音声読み上げコードを掲載します。
- 様々な立場の人にご理解いただけるよう、わかりやすい言葉の使用、レイアウトを心がけます。
- 市の取り組みや、団体の皆様の活動を幅広く紹介するため、コラムのページを新たに追加することを検討しています。(掲載内容は、・団体の活動で、障がいに関する理解促進・普及啓発活動を行っている事例や、一般の方の認知度が低い障害や病気に関する紹介等で、営利・勧誘目的でないものを、市関係課・懇話会参加団体から募集しています。)
- ヘルプカードの書式を、計画裏表紙に掲載し、ハサミで切り取ることで多くの方にご利用いただけるようにすることを検討しています。